

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地(交付対象水田)を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

- ・5年間に一度も水張り(水稻作付)※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日(参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

〔令和4年秋に具体化された内容〕

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。